

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

種類	項目	指摘事項
訪問介護	勤務体制の確保等	同一系列の他の事業所で勤務する訪問介護員が、当該事業所でサービス提供を行っている状況が確認された。同一系列の他の事業所で勤務する訪問介護員に対して兼務発令を行う等、当該訪問介護事業所の訪問介護員によるサービス提供を行う体制を整えること。
訪問介護	人員基準	サービス提供責任者がサービス付き高齢者向け住宅の業務に従事しており、常勤専従として配置されていないため、常勤専従のサービス提供責任者を配置すること。なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。
訪問介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
(介護予防)訪問看護	人員基準	管理者について、勤務していることを確認できる書類が整備されていなかったため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
(介護予防)訪問看護	人員基準	正規職員について、勤務実態が明らかになる書類を整備していなかったため、整備すること。
(介護予防)訪問看護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
(介護予防)訪問看護	訪問看護計画の作成	訪問看護計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を文書により得ること。

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

種類	項目	指摘事項
通所介護	運営規程	運営規程に定められている職員配置（第〇条）、サービス提供時間（第〇条）、費用負担割合（第〇条）に誤りがあるため、運営規程を修正の上、県に変更の届け出をすること。
通所介護	勤務体制等の確保	生活相談員、看護職員、介護職員が介護老人福祉施設の業務と兼務している状況が確認されたが、勤務表において勤務時間が明確に区別されていなかった。各事業における勤務時間を明確にした勤務表を作成し、各事業において人員基準を満たすかどうか定期的に確認すること。
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算I(イ)及びI(ロ)について、3月ごとに1回以上、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していなかったため、利用者又はその家族に対して機能訓練の実施状況等について説明し、記録すること。
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画を初回の利用時に作成しておらず、初回利用から3ヵ月後に作成している状況が見受けられた。個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施する必要があるため、利用開始時には個別機能訓練計画を作成し、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した個別機能訓練加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算I(ロ)を算定する場合、機能訓練を実施する時間帯は機能訓練指導員を2名配置する必要があるため、勤務表において機能訓練指導員を2名配置していることが明らかになるようにすること。 また、勤務実績表と出勤簿が一致していないサービス提供日が見受けられたため、勤務実態が明らかになる書類を整備すること。
通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算I(ロ)及び個別機能訓練加算IIについて、個別機能訓練計画に記載された訓練内容と実施記録に記載された訓練内容に乖離があるため、計画に基づき個別機能訓練を実施し、記録を整備すること。なお、個別機能訓練に係る記録には個別機能訓練を実施した担当者名を記載する必要があるため、確実に記録に残すこと。 また、令和3年〇月以前の個別機能訓練について、当該利用者を担当する介護支援専門員に、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について報告し、相談していない状況が見受けられたので、今後は確実に実施すること。
通所介護	サービス提供の記録	「処遇記録」のサービス提供時間に誤りがあったので、確実に記載すること。
通所介護	処遇改善加算	当該事業所における賃金改善を行う方法等について、介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。
通所介護	人員基準	生活相談員が午後から不在になるサービス提供日が見受けられたため、サービス提供時間を通して生活相談員を1以上配置すること。
通所介護	人員基準	代表取締役が当該事業所において機能訓練指導員として勤務する場合に、勤務実態が明らかになる書類が整備されていなかったため、勤務実態が明らかになる書類を整備すること。
通所介護	人員基準	介護職員の員数が不足する日が見受けられたため、人員配置基準を遵守すること。また、代表取締役が介護職員として勤務する場合は、勤務実態が明らかになる書類を整備すること。

種類	項目	指摘事項
通所介護	通所介護計画の作成等	通所介護計画の様式が利用者またはその家族に説明を行い、同意を得た年月日を記載することになっており、利用者の署名がなかったため、利用者の署名欄を設け、利用者の署名を受けること。
通所介護	通所介護計画の作成等	サービス提供の開始後に通所介護計画を作成している状況が見受けられたので、サービス提供の開始前に計画を作成すること。
通所介護	通所介護計画の作成等	通所介護計画の内容について家族の同意は得ているが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得た上で通所介護計画を利用者に交付すること。
通所介護	通所介護計画の作成等	通所介護計画についてモニタリングが行われていなかったため、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。
通所介護	定員の遵守	利用定員を超えて利用者を受け入れている状況が見受けられたので、利用定員を遵守すること。
通所介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
通所介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、「事故発生時の対応」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載すること。
通所介護	非常災害対策	防火管理者が定められていなかったため、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施すること。
通所介護	非常災害対策	非常災害対策について避難、救出その他必要な措置に関する訓練を実施した記録が作成されていなかったため、作成すること。
通所介護	非常災害対策	「防火防災管理者選任（解任）届出書」及び「消防計画作成（変更）届出書」を所管の消防署に届出していることが確認できなかったため、届出状況を報告すること。
通所介護	非常災害対策	避難確保計画が策定されていなかったため策定するとともに、当該計画に基づく避難訓練を年1回以上実施すること。
通所介護	非常災害対策	令和3年5月20日付けで、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が市において発令された段階であることを非常災害対策計画に明記し、職員に周知すること。
通所介護	秘密保持等	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があるが、家族の同意が文書により得られていない事例があったため、利用者及びその家族の同意を文書により得ること。
通所介護	利用料等の受領	とろみ剤の料金を利用者から1日〇円徴収しているが、通常の食事に使用される分と利用者が個別の選択として使用する分が混在しているため、利用者から徴収する分は利用者の個別の選択により使用する分に限定すること。
通所介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	サービス提供票を居宅介護支援事業所から受け取らない状況で、サービス提供を行っていた事例が見受けられたため、居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画に基づきサービス提供を行うこと。

種類	項目	指摘事項
通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算	<p>サービス提供体制強化加算について、人員基準欠如に該当しない場合に算定できるものであるところ、機能訓練指導員が不在の日においても算定されていたため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。</p> <p>要件に合致していない状態で算定したサービス提供体制強化加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。</p> <p>利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。</p>
通所リハビリテーション	人員基準	<p>サービス提供日において、機能訓練指導員が不在の日が見受けられた。サービス提供日においては、機能訓練指導員を配置すること。</p>
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	<p>リハビリテーションマネジメントについて、リハビリテーションマネジメントに関する手順をあらかじめ定め、サービス開始時に開始時における情報を収集し、リハビリテーション会議を実施した上でリハビリテーション計画書を作成し、通所開始日から起算して1月以内に新規利用者を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を実施した場合に算定できるものであるところ、手順を定めず、開始時における情報を収集せず、リハビリテーション会議を実施せず、新規利用者を訪問し検査を実施していない場合でも算定されていたため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。</p> <p>要件に合致していない状態で算定したリハビリテーションマネジメント加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。</p> <p>利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。</p>

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

種類	項目	指摘事項
短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画においては利用者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。
(介護予防)短期入所生活介護	運営規程	運営規程に「サービスの利用に当たっての留意事項」が規定されていないため、規定すること。
(介護予防)短期入所生活介護	人員基準	嘱託医について、勤務していることを確認できる書類が整備されていないため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
(介護予防)短期入所生活介護	人員基準	生活相談員が常勤換算方法で1以上配置されていなかったため、常勤換算方法で1以上配置すること。なお、生活相談員を複数配置する場合は、そのうち1名は常勤の職員を配置すること。 また、生活相談員の勤務実態が明らかになる書類が整備されていないため、会社の役員であっても人員基準上事業所に置くべき職種に従事している場合は、勤務の記録を残し、勤務時間を確認できるようにしておくこと。
(介護予防)短期入所生活介護	人員基準	栄養士を配置していないため、1以上配置すること。
(介護予防)短期入所生活介護	人員基準	嘱託医について、勤務していることを確認できる書類が整備されていないため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
(介護予防)短期入所生活介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
(介護予防)短期入所生活介護	利用料等の受領	洗濯代を利用者から徴収していたが、利用者が希望したクリーニング以外の洗濯に係る費用については事業所で負担する必要があるため、改めること。
(介護予防)短期入所生活介護	利用料等の受領	共用のエレベーターを利用しているとの理由から電気代を利用者負担としているが、利用者から支払いを受けることができる費用に含まれていないので徴収しないこと。
(介護予防)短期入所生活介護	利用料等の受領	歯ブラシ、歯磨き粉及び入れ歯洗浄剤を利用者に用意させていたが、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」に係る費用は施設で負担する必要があるため、利用者が特別な品を希望した場合以外については、利用者から費用徴収しないこと。
短期入所療養介護	療養食加算	療養食加算について、療養食の献立を作成し、当該献立に基づく食事が提供された場合に算定できるものであるところ、療養食の献立を作成していない場合でも算定していたため、算定する場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した療養食加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者へ返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。
(介護予防)短期入所療養介護	衛生管理等	使用期限の切れた医薬品及び注射針等が医務室に保管され、吸入カテーテルが繰り返し使用されている状況を確認したため、医薬品の管理を適正に行うこと。また、定期的バルン交換が行われていない事例が見受けられたため、衛生管理に留意し、入所者の健康管理を適切に行うこと。
(介護予防)短期入所療養介護	勤務体制の確保等	系列施設に出向になっている介護職員を含めて勤務表を作成しているため、実際に当該施設で勤務している職員のみを勤務表に記載すること。
(介護予防)短期入所療養介護	人員基準	薬剤師について、勤務していることを確認できる書類が整備されていないため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。

種類	項目	指摘事項
(介護予防)短期入所療養介護	人員基準	令和3年〇月及び同年〇月のタイムカードによると、管理者は週3日の勤務実績であったことが記録として残されているため、人員配置基準を遵守し、出勤簿等、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。なお、令和3年〇月以降の医師の配置状況について確認し、人員配置基準違反が認められた場合、過誤調整を行うこと。
(介護予防)短期入所療養介護	人員基準	併設の居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員が、支援相談員の業務に従事している記録が散見される。支援相談員について、人員配置基準を満たすよう職員を配置をすること。
(介護予防)短期入所療養介護	診療の方針	医師が診察した際は、診療録を記載すること。
(介護予防)短期入所療養介護	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画が作成されていなかったため、作成するとともに、計画に基づいた避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
(介護予防)短期入所療養介護	療養食加算	療養食加算について、療養食の献立を作成し、当該献立に基づく食事が提供された場合に算定できるものであるところ、療養食の献立を作成していない場合でも算定していたため、算定する場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した療養食加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。
(介護予防)短期入所療養介護	利用料等の受領	胃ろうの栄養剤用パック、排尿介助用のカテーテルチューブ、尿道留置カテーテルのチューブ、尿道留置カテーテルの集尿パックを利用者負担としているが、健康管理上必要な措置に係る経費であり、利用者から支払いを受けることができる費用に含まれていないので徴収しないこと。 利用者から支払いを受けることができる「その他の日常生活費」とは、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用で、利用者の希望を確認した上で提供される物品（例えば、歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の個人用の日用品）の費用である。なお、薬価収載されていない場合であれば、胃ろうの栄養剤用パック等の材料費を食費として徴収することは可能である。
(介護予防)短期入所療養介護	短期入所療養介護計画	短期入所療養介護計画について、利用者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を文書により得ること。
特定施設入居者生活介護	事故発生の防止	事業所内での事故により医療機関を受診した事例について、当所及び市に報告していなかったため、医療機関を受診した事故事例が発生した場合は、当所及び市に報告すること。
特定施設入居者生活介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書について、入居申込者又はその家族に対して説明されておらず、同意の署名が得られていない事例が見受けられたため、入居申込者又はその家族に説明し、同意の署名を受けること。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	人員基準	生活相談員が常勤換算方法で1以上配置されていなかったため、常勤換算方法で1以上配置すること。なお、生活相談員を複数配置する場合は、そのうち1名は常勤の職員を配置すること。

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

種類	項目	指摘事項
福祉用具貸与	サービス提供の記録	サービスを提供した際の記録が作成されていなかったため、作成すること。
福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	居宅サービス計画を入手していない事例があったため、居宅サービス計画を入手し、福祉用具貸与計画は当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具貸与計画について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を文書により得ること。また、福祉用具貸与計画は利用者へ交付すること。
(介護予防)福祉用具貸与	運営規程	運営規程において、「従業者の職務内容」が記載されていないため、記載すること。
(介護予防)福祉用具貸与	運営規程	運営規程に「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」が規定されていないため、規定すること。
(介護予防)福祉用具貸与	記録の整備	契約書において、(介護予防)福祉用具貸与の提供に関する記録の保存期間が2年間になっているが、5年間保存する必要があるため、改めること。
(介護予防)福祉用具貸与	勤務体制の確保	勤務表が作成されていないため、毎月作成することにより勤務の体制（日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めること。
(介護予防)福祉用具貸与	人員基準	管理者が福祉用具専門相談員と兼務しているが、勤務表において管理者としての勤務時間と福祉用具専門相談員としての勤務時間を明確にしていなかったため、明確にすること。また、管理者としての時間数を明確に区分した場合、福祉用具専門相談員が常勤換算で2.0を下回る状況であったため、人員基準を遵守すること。
(介護予防)福祉用具貸与	人員基準	管理者が常勤として勤務していない状況であったため、常勤の管理者を配置すること。 また、管理者の勤務状況が明らかになる書類を整備していなかったため、勤務状況が明らかになる書類を整備すること。
(介護予防)福祉用具貸与	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
(介護予防)福祉用具貸与	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に「第三者評価の実施状況」を記載すること。また、重要事項説明書及び契約書の日付が漏れている事例が見受けられたため、必ず記載すること。
(介護予防)福祉用具貸与	秘密保持	従業者に対して正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者から誓約書を徴収するなど必要な措置を講じること。
特定(介護予防)福祉用具販売	運営規程	運営規程において、「職務内容」が記載されていないため、記載すること。
特定(介護予防)福祉用具販売	人員基準	管理者が福祉用具専門相談員と兼務しているが、勤務表において管理者としての勤務時間と福祉用具専門相談員としての勤務時間を明確にしていなかったため、明確にすること。また、管理者としての時間数を明確に区分した場合、福祉用具専門相談員が常勤換算で2.0を下回る状況であったため、人員基準を遵守すること。
特定(介護予防)福祉用具販売	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設サービス）

種類	項目	指摘事項
介護老人福祉施設	運営規程	運営規程に「施設の利用に当たっての留意事項」が規定されていないため、規定すること。
介護老人福祉施設	衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていないため、3月に1回以上開催すること。
介護老人福祉施設	勤務体制の確保等	勤務表に医師の配置が記載されていないため、毎月の勤務表に医師の勤務予定を記載すること。
介護老人福祉施設	勤務体制の確保等	施設長、生活相談員、介護支援専門員、(管理) 栄養士、調理員、事務員が勤務表に位置付けられていないため、位置付けること。
介護老人福祉施設	サービスの提供の記録	入所者の被保険者証に入所年月日が記載されていない事例があったため、入所年月日を記載すること。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	サービス担当者会議に生活相談員が出席していなかったため、生活相談員を出席させることにより、専門的な見地からの意見を求めること。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画の原案の内容について、文書により家族の同意を得ているが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者に対して説明をした上で、同意を得ること。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めた場合の記録を作成すること。
介護老人福祉施設	人員基準	嘱託医について、勤務していることを確認できる書類が整備されていないため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
介護老人福祉施設	人員基準	同一敷地外の介護老人保健施設の施設長が、嘱託医として勤務している状況が確認された。介護老人保健施設長は、同一敷地外の社会福祉施設の嘱託医として勤務することができないため、嘱託医の配置について見直すこと。
介護老人福祉施設	人員基準	令和3年〇月にユニットリーダーが不在となる状況が見受けられた。病気等により勤務できない場合は、速やかに代替職員を配置し、ユニットリーダーが不在となる期間がないように職員を配置すること。
介護老人福祉施設	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。
介護老人福祉施設	非常災害対策	非常災害対策計画に基づく避難、救出その他必要な訓練が実施されていないため実施すること。
介護老人福祉施設	利用料等の受領	歯ブラシ、歯磨き粉及び入れ歯洗浄剤に係る費用を入所者から徴収していたが、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」に係る費用は施設で負担する必要があるため、入所者が特別な品を希望した場合以外については、入所者から費用徴収しないこと。
介護老人福祉施設	利用料等の受領	洗濯代を入所者から徴収していたが、入所者が希望したクリーニング以外の洗濯に係る費用については施設で負担する必要があるため、改めること。 ビニール手袋、クリーンティッシュ等の衛生用品に係る費用を入所者から徴収していたが、衛生用品に係る費用は施設で負担する必要があるため、入所者が特別な品を希望した場合以外については、入所者から費用徴収しないこと。
介護老人保健施設	衛生管理等	使用期限の切れた医薬品及び注射針等が医務室に保管され、吸入カテーテルが繰り返し使用されている状況を確認したため、医薬品の管理を適正に行うこと。また、定期的にバルン交換が行われていない事例が見受けられたので、衛生管理に留意し、入所者の健康管理を適切に行うこと。
介護老人保健施設	衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されていないため、3月に1回以上開催すること。

種類	項目	指摘事項
介護老人 保健施設	管理者の責務	管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に県基準条例第80号第7条から第42条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。
介護老人 保健施設	勤務体制の確保等	原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置を明確にすること。
介護老人 保健施設	勤務体制の確保等	系列施設に出向になっている介護職員を含めて勤務表を作成しているため、実際に当該施設で勤務している職員のみを勤務表に記載すること。
介護老人 保健施設	勤務体制の確保等	薬剤師が勤務表に位置付けられていないため、位置付けること。
介護老人 保健施設	勤務体制の確保等	支援相談員が看護職員または介護職員と兼務しているが、勤務表において支援相談員の時間と兼務している職種との時間を区分して記載していないため、各職種の勤務時間が明らかになるように勤務表を作成すること。
介護老人 保健施設	サービスの提供の記録	入所者の被保険者証に入所年月日並びに介護保険施設の種類及び名称が記載されていなかったため、記載すること。
介護老人 保健施設	サービスの提供の記録	入所者の被保険者証に入所年月日が記載されていなかったため、記載すること。
介護老人 保健施設	事故発生の防止	事故発生の防止のための従業者に対する研修が行われていなかったため、年2回以上実施すること。
介護老人 保健施設	事故発生の防止	事故発生時の対応に関する職員研修が年1回行われていたが、年2回以上開催すること。
介護老人 保健施設	施設サービス計画の作成	リハビリテーション実施計画、食事箋、栄養ケア計画等、医師の参加が必要となる業務について、医師が積極的に参加していない状況が見受けられた。多職種協働により計画等を作成できる体制を構築すること。
介護老人 保健施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画の原案の内容について、文書により家族の同意を得ているが、入所者の同意が必要であるため、入所者の同意を得ること。
介護老人 保健施設	施設サービス計画の作成	サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めた場合の記録が作成されていなかったため作成すること。
介護老人 保健施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画の原案の内容については、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることが必要であるが、サービス担当者会議の記録がなかったため、記録を作成し、保管すること。
介護老人 保健施設	人員基準	薬剤師について、勤務していることを確認できる書類が整備されていなかったため、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
介護老人 保健施設	人員基準	併設する居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員が、支援相談員の業務に従事している記録が散見される。支援相談員について、人員配置基準を満たすよう職員を配置をすること。
介護老人 保健施設	人員基準	令和3年〇月及び同年〇月のタイムカードによると、管理者は週3日の勤務実績であったことが記録として残されているため、人員配置基準を遵守し、出勤簿等、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。なお、令和3年〇月以降の医師の配置状況について確認し、人員配置基準違反が認められた場合、過誤調整を行うこと。
介護老人 保健施設	人員基準	令和3年〇月の勤務実績において、医師が入所者の数を100で除して得た数以上配置されていなかったため、勤務時間を確実に管理し、人員配置基準を遵守すること。 また、施設長の介護老人保健施設における勤務時間が明らかになる書類が整備されていなかったため、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

種類	項目	指摘事項
介護老人 保健施設	人員基準	薬剤師について、勤務表に記載されておらず、介護老人保健施設における業務に従事していることを確認できる書類が整備されていないため、勤務表に記載した上で、勤務状態が明らかになる書類を整備すること。
介護老人 保健施設	人員基準	施設長が、同一敷地外の介護老人福祉施設の嘱託医として勤務している状況が確認された。施設長は同一敷地以外の施設等の業務に従事することができない上、医師は常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上配置する必要があるため、人員配置基準を遵守できるよう医師を配置すること。
介護老人 保健施設	人員基準	薬剤師が配置されていないため、勤務表に位置付けた上で、勤務実態が明らかになる書類を整備すること。
介護老人 保健施設	診療の方針	医師が診察した際は、診療録を記載すること。
介護老人 保健施設	非常災害対策	令和3年5月20日付けで災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化され、また、高齢の方など避難に時間がかかると思われる方は、市町村から警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合に避難することになったが、非常災害対策計画の内容に盛り込まれていなかったため、非常災害対策計画の内容を修正すること。
介護老人 保健施設	非常災害対策	非常災害時の連絡網が更新されていなかったため、職員の異動があった場合には適宜修正すること。
介護老人 保健施設	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画が作成されていなかったため、作成するとともに、計画に基づいた避難、救出その他必要な訓練を実施すること。
介護老人 保健施設	療養食加算	療養食加算について、療養食の献立を作成し、当該献立に基づく食事が提供された場合に算定できるものであるところ、療養食の献立を作成していない場合でも算定されていたため、算定の場合には加算の要件を確認し、適切な算定を行うこと。 要件に合致していない状態で算定した療養食加算については、別添自主点検結果報告により自主点検を行い、当所へ報告すること。その後、関係保険者へ協議を行い、保険者の指示に従い過誤調整による返還を行うとともに、利用者が支払った利用者負担金についても返還を行うこと。 利用者の返還にあたっては、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に対して利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。
介護老人 保健施設	利用料等の受領	胃ろうの栄養剤用パック、排尿介助用のカテーテルチューブ、尿道留置カテーテルのチューブ、尿道留置カテーテルの集尿パックを利用者負担としているが、健康管理上必要な措置に係る経費であり、利用者から支払いを受けることができる費用に含まれていないので徴収しないこと。 利用者から支払いを受けることができる「その他の日常生活費」とは、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用で、利用者の希望を確認した上で提供される物品（例えば、歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の個人用の日用品）の費用である。なお、薬価収載されていない場合であれば、胃ろうの栄養剤用パック等の材料費を食費として徴収することは可能である。
介護老人 保健施設	利用料等の受領	洗濯代や床屋代を徴収しているが、料金表に記載がなかったため、料金表に記載し、費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ること。
介護老人 保健施設	介護保健施設サービスの取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていないため、身体的拘束の有無に関わらず、3月に1回以上開催すること。

種類	項目	指摘事項
介護老人 保健施設	口腔衛生管理体制加算 口腔衛生管理加算	口腔ケアに必要な物品を費用徴収していたが、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算の算定に必要な物品について費用徴収することは認められないため、費用徴収について見直すこと。なお、見直しにあたり、令和3年度の制度改正において、口腔衛生管理体制加算は廃止され、口腔衛生の管理は基本サービスとして提供することが令和6年度末まで努力義務となったことも踏まえること。
介護老人 保健施設	施設サービスの取扱方針	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修が年1回行われていたが、年2回以上開催すること。